

理事の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人おきな笑(以下「当法人」という。)の理事の職務権限を定め、法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第3条 理事は、法令及び定款の定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、別表に掲げるとおりとする。

(細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、社員総会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は社員総会の決議による。

附則

この規程は、2024年1月25日から施行する。(2024年1月10日社員総会決議)

(別表)

理事の職務権限

決裁事項

- ・ 事業計画及び予算の案の作成に関する事
- ・ 事業報告及び決算の案の作成に関する事
- ・ 人事及び給与制度の立案に関する事
- ・ 重要な使用人以外の者の任用に関する事
- ・ 国外出張に関する事
- ・ 国内出張に関する事
- ・ 契約の締結
- ・ 一件税別 20 万円以下の契約に基づく支出(20 万円超は社員総会承認)
- ・ 研修会等事業の実施に関する事
- ・ 会費に関する事
- ・ 職員の教育・研修に関する事
- ・ 渉外に関する事
- ・ 福利厚生(役員含む)に関する事
- ・ 金融機関を指定する事
- ・ 寄附に関する事
- ・ 訴訟に関する事
- ・ 外部に対する文書発簡(特に重要なもの)
- ・ 外部に対する文書発簡(重要なもの)